

# 特定非営利活動法人 市民フォーラム21・NPOセンター一定款

1998年11月23日 設立総会にて制定  
1999年8月26日 理事会にて修正  
2000年5月28日 総会にて修正  
2002年6月1日 総会にて修正  
2005年5月29日 総会にて修正  
2006年4月22日 臨時総会にて修正  
2008年4月1日 臨時総会にて修正  
2008年9月21日 総会にて修正  
2010年9月19日 総会にて修正

## 第1章 総則

(名称)

- 第1条 この法人は、特定非営利活動法人市民フォーラム21・NPOセンターと称し、登記上はこれを特定非営利活動法人市民フォーラム二十一エヌピーオーセンターと表示する。
- 2 この法人の英文法人名は、Shimin Forum 21・NPO Centre とする。

(目的)

- 第2条 この法人は、地域の市民セクター自らの手によるNPO支援組織として、民間非営利組織(NPO)活動の発展をめざし、新たな市民社会の実現に向けて、幅広く地域や分野を越えたNPOの活動基盤強化を図り、NPOと企業や行政とのパートナーシップの形成を促進することを目的とする。そのために、主として特定非営利活動を行う団体等の運営または活動に関する連絡、助言または援助に関する活動を行う。
- 2 この法人の特定非営利活動の種類は、特定非営利活動促進法第2条別表に掲げる特定非営利活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動である。

(事務所)

- 第3条 この法人は、主たる事務所を愛知県名古屋市の置く。
- 2 この法人は、前項のほか、従たる事務所を東京都渋谷区に置く。

(事業)

- 第4条 この法人は、第2条の目的を達成するために、主に特定非営利活動を行う団体等に対して次の事業を行う。
- (1) 特定非営利活動に関する事業
- (ア) コンサルテーション・コーディネーション事業
  - (イ) NPO 活動拠点整備・運営事業
  - (ウ) 調査研究・政策提言事業
  - (エ) 情報受発信事業
  - (オ) 講座・研修・イベント事業

## 第2章 会員

(会員の種別)

- 第5条 この法人の会員は次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。ただし、人格なき社団が正会員となる場合には、その代表者をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。
- (1) 正会員: この法人の目的に賛同して入会した個人または団体。
  - (2) 準会員: この法人を支援する目的で入会した個人または団体。
- 2 本定款に定める以外の会員に関する規定は理事会で別に定める。

(会員の特典)

- 第6条 会員はこの法人が発行する情報、資料等の優先的配布を受けることができる。
- 2 会員はこの法人が開催する研究会等に優先的に参加することができる。
- 3 会員はこの法人が主催する講座等の割引を受けることができる。

(入会)

第7条 この法人の会員になろうとするものは、入会申込書を代表理事に提出し、理事会の承認を得なければならない。ただし、理事会は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会の議決を経て別に定める会費を納入しなければならない。

(退会)

第9条 会員で退会しようとするものは、その旨を代表理事に届けて退会することができる。

第10条 会員は、次の各号の一に該当したとき、退会したものとみなす。

- (1) 1年以上会費を滞納し、理事会において、退会とみなしたとき
- (2) 死亡したとき
- (3) 解散したとき
- (4) 破産宣告を受けたとき

(除名)

第11条 会員がこの法人の名誉を傷つけた場合、総会の議決を経て、除名することができる。

(提供金品の不返還)

第12条 既納の会費その他の提供金品はこれを返還しない。

## 第3章 役員

(種別および選任)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上 20名以内
- (2) 監事 2名

2 理事のうち、3名以内を代表理事、6名以内を常務理事とする。

3 理事および監事は、正会員(法人または団体にあつては、その代表者または役職員)のなかから総会の議決により選任する。

4 代表理事および常務理事は理事会において互選する。

5 理事および監事は、相互にこれを兼ねることはできない。

(職務)

第14条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 常務理事は、代表理事を補佐し、理事会の決定に基づき、この法人の業務を処理し、代表理事に事故があるとき、または代表理事が欠けたときは、その職務を代行する。

第15条 監事は次にあげる業務を行うものとし、その遂行に当たって必要なときはいつでも理事に対して報告を求め、調査することができる。

(1) 本法人の財産の状況を監査すること

(2) 理事の業務執行状況を監査すること

(3) 前二号の規定による監査の結果、特定非営利活動法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること

(5) 理事の業務執行の状況又は本法人の財産の状況について、理事に意見を述べること

(任期)

第16条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員の補充または増員による任期途中からの役員任期は、所定の任期の残任期間とする。

3 役員は、前二項の規定にかかわらず、後任者が選任されていない場合に限り、任期の末日後、最初の社員総会が終結するまで、その任期を伸長する。

(解任)

第17条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、任期中であっても、総会において3分の2以上の議決に基づいて、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に耐えられないと認められるとき

(2)職務上の義務違反、その他理事としてふさわしくない行為があると認められるとき

(報酬)

第 18 条 役員は無報酬とする。  
2 役員には、業務遂行に要した費用を支払うことができる。

## 第4章 会議

(種別)

第 19 条 会議は総会および理事会とする。  
2 総会は、通常総会および臨時総会とし、正会員をもって構成する。理事会は、理事をもって構成する。

(機能)

第 20 条 総会は、この定款に規定するもののほか、次の事項を議決する。

- (1)事業計画および収支予算の承認
- (2)事業報告および収支決算の承認
- (3)その他運営に関する重要な事項
- (4)その他理事会が必要と認める事項

2 理事会は、この定款に規定するもののほか、次の事項を議決する。

- (1)総会に付議すべき事項
- (2)事業計画および収支予算の変更
- (3)総会の議決した事項の執行に関する事項
- (4)その他この法人の業務の執行に関する事項

(招集)

第 21 条 会議は定款第 15 条第 4 号による場合を除いて代表理事が招集する。  
2 代表理事は、会議を招集するにあたっては、各会議を構成する正会員または理事に対し、会議の目的たる事項およびその内容ならびに日時および場所を、1週間前までに書面又は電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって内閣府令で定めるものをいう。以下同じ。)をもって通知しなければならない。

(開催)

第 22 条 通常総会は、毎年1回、会計年度終了後3か月以内に開催する。  
2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。  
(1)理事会が必要と認めた場合  
(2)正会員の5分の2以上から会議の目的たる事項を示して請求があった場合  
(3)定款第 15 条第 4 号に基づき監事が招集した場合  
3 理事会は、必要なときに随時開催する。

(定足数)

第 23 条 総会および理事会は、それぞれ正会員および理事の過半数の出席によって成立する。

(議長)

第 24 条 会議の議長は、代表理事、または代表理事の指名したものがこれにあたる。

(議決)

第 25 条 総会または理事会の議事は、この定款に定める場合を除き、出席した正会員または理事の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第 26 条 総会または理事会に出席できない正会員または理事は、予め通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって表決し、または他の正会員もしくは理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、当該正会員および理事は、第23条および第25条の規定の適用については出席したものとみなす。

(議事録)

第 27 条 議長は、総会および理事会の議事について議事録を作成し、議長および出席した正会員または理事

のうちから、その会議において選任された議事署名人2名が署名捺印し、これを保存しなければならない。

## 第5章 評議員および評議員会

(評議員)

- 第 28 条 この法人に特定非営利活動促進法上で定められた役員以外として評議員を置く。
- 2 評議員は、理事会の議決に基づき、30 人以内を選任し、代表理事がこれを任命する。
  - 3 評議員は、役員を兼ねることができない。
  - 4 評議員には、第 16 条、第 17 条の規定を準用する。この場合において、これらの条文中、「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会)

- 第 29 条 評議員会は、評議員をもって構成する。
- 2 評議員会は、代表理事の諮問に応じて評議し、意見を述べる。
  - 3 評議員会は、代表理事が書面又は電磁的方法をもって招集する。
  - 4 評議員会の議長は、評議員会において互選する。
  - 5 評議員会には、第 25 条、第 26 条および第 27 条の規定を準用する。

## 第6章 企画委員会および専門部会(プロジェクト)等

(企画委員会)

- 第 30 条 通常業務の企画推進のため、この法人に企画委員会および専門部会(プロジェクト)等の委員会を置くことができる。
- 2 企画委員会および専門部会等の委員会に関する規定は、理事会の議決によって別に定める。

## 第7章 事務局

(設置および職員の任免)

- 第 31 条 この法人に事務局を置く。
- 2 事務局は、事務局長1名および職員若干名を置く。
  - 3 事務局長および職員は、代表理事が任免する。

(組織および運営)

- 第 32 条 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

## 第8章 資産および会計

(資産の構成)

- 第 33 条 この法人の資産は、次の各号をもって構成する。
- (1) 会費
  - (2) 寄付金品
  - (3) 資産から生ずる収入
  - (4) 事業に伴う収入
  - (5) その他の収入
  - (6) 設立当初の財産目録に記載された資産

(資産の管理)

- 第 34 条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は理事会の議決による。
- 2 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(会計年度)

- 第 35 条 この法人の会計年度は毎年 8 月 1 日に始まり、翌年 7 月 31 日に終わる。

## 第9章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第36条 この定款は、総会において、出席した正会員の4分の3以上の同意を得なければ、変更することができない。

(解散)

第37条 本会は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
  - (2) 目的とする特定非営利活動に関わる事業の成功の不能
  - (3) 正会員の欠亡
  - (4) 合併
  - (5) 破産
  - (6) 特定非営利活動促進法第43条の規定による設立の認証の取消
- 2 前項1号の規定に基づいて解散するときは、総会において出席した正会員総数の4分の3以上の同意を得なければならない。
- 3 第一項第2号の規定に基づいて解散するときは、所轄庁の認定を受けなければならない。
- 4 この法人が解散したときに存する資産は、総会の議決を経て選定された類似の目的を持つ特定非営利活動法人または社団法人、財団法人に譲渡するものとする。

## 第10章 雑則

(公告)

第38条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。

(委任)

第39条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事	後 房雄
代表理事	CASSIM AHMED MUMTAZ MASOON(モンテ・カセム)
常務理事	岸田 眞代
常務理事	萩原 喜之
理事	池住 義憲／太田 宏／尾関 利勝／川島 紀之／清田 常治
	斎藤 縣三／杉本 正次／STEFANI RENATO(ステファニ・レナト)／高橋 真澄
	中澤 明子／BUI CHI TRUNG(ブイ・チ・トルン)／舟橋 伸治／穂坂 光彦
	松下 典子／三浦 悦夫／吉野 まり子

監事 青山 倫子／小池 一郎

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2000年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画および収支予算は、第20条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の会計年度は、第35条の規定にかかわらず、設立の日から2000年3月31日とする。
- 6 この法人の設立当初の正会員の会費の額は、第8条の規定にかかわらず、以下に定めるものとする。但し、任意団体「市民フォーラム 21・NPOセンター」に既に1年分の会費を納入したのものについては設立当初の事業年度の年会費を減免することがある。

正会員 個人会員 一口:10000円(但し学生の場合は 一口:6000円)

NPO会員 一口:10000円

公益法人会員(財団、社団、社会福祉法人、生協等) 一口:10000円

企業会員 一口:10000円

行政会員

一口:10000 円

- 7 この定款は、定款変更申請認証日から施行する。
- 8 事業年度の変更に伴う、平成 17 年度の事業年度は第 35 条の規定に関わらず平成 17 年 4 月 1 日から 7 月 31 日までとする。
- 9 この定款は、定款変更申請認証日から施行する。
- 10 第 26 条の電磁的方法による表決に関する記述については、前項の規定にかかわらず、『一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号)』の施行と同時に施行する。

この写しは原本と相違ないことを証明します。

平成 23 年 11 月 14 日

特定非営利活動法人 市民フォーラム二十一エヌピーオーセンター  
理事 ブイ・チ・トルン